

各 位

平成 19 年 5 月 14 日
会社名 アイカ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡 辺 修
(コード番号 4206 東証・名証第一部)
問合せ先
執行役員 財務企画部担当 阿久根 善 裕
(052 - 409 - 8261)

会社の支配に関する基本方針及び 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。

また、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、特定株主グループ(注 1)の議決権割合(注 2)を 20%以上とすることを目的とする当社株券等(注 3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、以下のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの有効期間は、平成 19 年 6 月開催予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該定時株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意見を確認させていただくため議案としてお諮りすることといたします。

なお、本プランを決定した取締役会には監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、賛成する旨の意見を述べております。

また、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ございませんので念のため申し添えておきます。

注 1：特定株主グループとは、

- (1) 当社の株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (2) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注 2：議決権割合とは、

- (1) 特定株主グループが、注 1 の(1)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券数の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (2) 特定株主グループが、注 1 の(2)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）は有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注 3：株券等とは、証券取引法第 27 条の 23 第 1 項又は同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等を意味します。

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

・基本方針の実現に資する取り組み

1. 中長期的な会社の経営戦略

当社は平成 16 年 5 月に「環境と健康にやさしい商品の提供」を事業コンセプトとして中期経営計画を立案して事業運営を行ってまいりました。近年、原油価格高騰など事業環境の変化が激しく、今後も予断を許さない状況が続くと判断のもと、中期的な経営目標の見直しをすすめ平成 22 年 3 月期には連結売上高 1,190 億円を目指す計画と致しました。

この目標達成のためカンパニー相互補完体制の構築とグループの技術・販売・製造シナジーを推進し、グループ経営成果の最大化に努めます。また、持続的な成長を担う独自のコンプライアンス（法令遵守）経営に徹し、株主・顧客などのステークホルダーから絶大の信頼を得られるよう取り組んでおります。

また、当社の企業価値の増大が株主の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため、『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社におきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めてまいります。

連結経営とフリーキャッシュ・フロー重視の経営体制を構築します。

「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境に優しい商品を開発します。

事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。

海外生産拠点を充実させるとともにグローバルな資材調達を推進し、コスト競争力を強化します。

素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。

2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値・株主共同の利益の向上を実現させていきたいと考えています。

基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員および社員の「行動指針」として定めていきます。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。

経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しており、また、監査役会を構成する監査役を 5 名、このうち 3 名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くため、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しており

ます。

これら取り組みは今般決定しました上記 . の基本方針の実現にも資するものと考えています。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記 . に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

また、本プランを運用するにあたっては、当社は、当社株式に対する大規模買付を行う際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため当社は本プランにおいて大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」（別紙 1 をご参照ください）といいます。）を設定することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、 事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、 取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為が開始される、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の事前提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者の名称、住所
設立準拠法
代表者の氏名
国内連絡先
提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供の要求

当社は、大規模買付者に対し、上記(1)の意向表明書受領後 10 営業日以内に、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために大規模買付者から提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付し、リスト記載の本必要情報の提供をしていただきます。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）

大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及

び配当政策

大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び取締役会に提供された本必要情報は、株主皆様の判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間等

取締役会による評価期間は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当て等（別紙2をご参照ください）、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買収行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一

時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で買収行為を行っている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある場合
大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買い付ける株券等の上限の有無その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますが、これに限りません。）が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切である場合

大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合

大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分又は不相当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、又は顧客及び公共の利益に重大な支障をきたすおそれがある場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、又はその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て（別紙 2 をご参照ください）等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

(3) 第三者委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、第三者委員会規程（概要につきましては、別紙 3 をご参照ください）を定めるとともに、第三者委員会を設置することといたしました。第三者委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。第三者委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者（注 4）の中から選任します。

注 4：社外有識者とは

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(4) 対抗措置の発動の手続き

本プランにおいては、上記（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記（1）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、及び上記（2）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非に

ついて勧告を行うものとしします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとしします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際には新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件を設けることがあります。

(5) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、行使期間開始までにおいては、第三者委員会の勧告を受けた上で新株予約権無償割当の中止をすることができるものとし、新株予約権無償割当後においては、当社が無償で新株予約権を取得する方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとしします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、第三者委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を、当社株主の皆様を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等にしがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行なう場合は、取締役会で別途定めて公告する割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該割当期日までに名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については名

義書換手続きは不要です。)。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に当たって、別途お知らせいたします。

割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行なっている株券の株主を除きます。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるかあるいはその取得と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行なった株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは本日開催された当社取締役会の決議をもって発効することとし、有効期限は2007年6月に開催される定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとします。但し、本定時株主総会において本プランの継続についての株主の皆様を問う予定であり、本定時株主総会において出席株主（議決権行使書により、議決権行使を行なう株主を含みます。）の皆様が議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本プランの有効期間は本定時株主総会の日から3年間（2010年6月に開催予定の定時株主総会時まで）延長されることとし、以降本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

本プランはその有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、又は本定時株主総会での承認前において、取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、取締役会は本プランの有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で、本プランを修正・変更する場合があります。本プランが廃止、修正、変更された場合には、その事実・内容その他取締役会が必要と判断する事項について情報開示することといたします。

・本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでなく、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致していることについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則を充足しています。

(2) 株主の意思を重視するものであること

本プランは、本日の当社取締役会決議にて決定いたしました。有効期間は平成19年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしております。本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご意思をあらためて問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいて、対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される第三者委員会により行なわれることとされています。

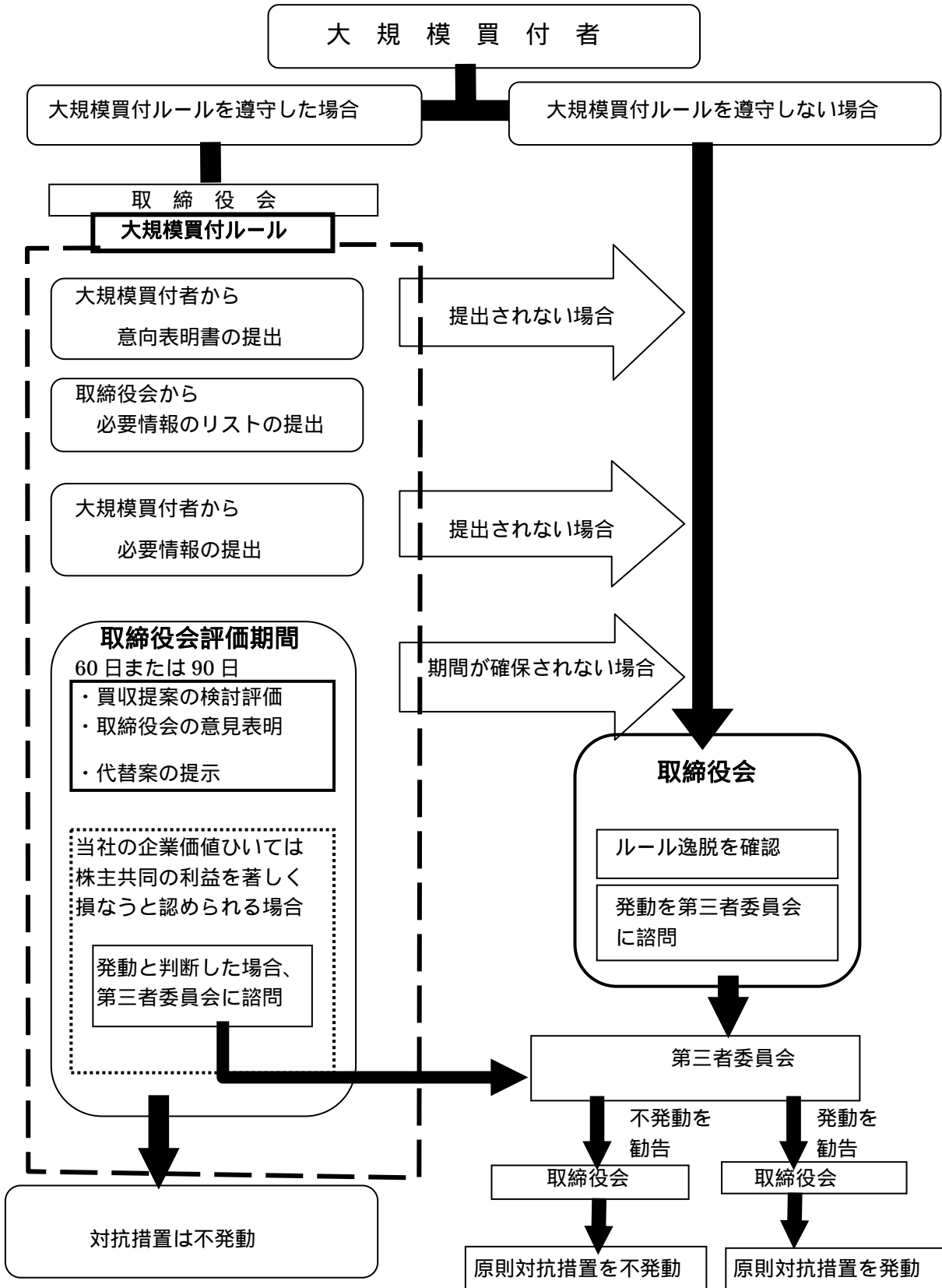
また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

上記 3.「大規模買付行為がなされた場合の対応策」でお示したとおり、本プランにおける対抗措置の発動は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

以上

本プランの概要 大規模買付行為開始時のフロー



新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株式につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.5株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行なう場合は、所要の調整を行なうものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行なうことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当の効力の生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。
8. 新株予約権の処分に関する協力
上記6.の行使条件のために新株予約権の行使が認められず、かつ、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではないと当社が合理的に判断した者が、その所有する新株予約権を処分することを望む場合には、買取時点における公正な価格(投機対象となることによって高騰した部分は排除される。)で第三者に譲り渡すこと等について、当社は合理的な範囲で協力するものとする。但し、当社はこの協力に関して何ら義務を負うものではない。

以上

第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 第三者委員会は、次の事項の是非につき、取締役会から諮問を受ける。
取締役会が当社株式の大規模買付に対し、本プランに従って対抗措置を発動しようとするとき
本プランに従って対抗措置が発動されたにもかかわらず、取締役会がその停止をしようとするとき
4. 第三者委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうこととする。
5. 第三者委員会は、その審議にあたり、当社株式の大規模買付者から取締役会に対して提出された全ての必要情報につき、取締役会より提供を受ける。
6. 第三者委員会の諮問事項についての結論は、取締役会により最大限尊重される。
7. 第三者委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
8. 第三者委員会は原則として、第三者委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。但し、委員に事故あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

以 上

第三者委員会の委員略歴

1. 佐藤 純二

昭和37年	4月	三井物産株式会社に入社
平成7年	6月	同社取締役駐インドネシア総代表
平成12年	6月	同社代表取締役 同社常務取締役中部支社長
平成15年	6月	三井石油開発株式会社代表取締役社長
平成16年	7月	石油鉱業連盟副会長
平成17年	6月	三井石油開発株式会社取締役会長
平成18年	6月	三井石油開発株式会社特別顧問(現任) 当社監査役(現任)

2. 福井 清晃

昭和43年	9月	公認会計士事務所今井富夫事務所入所
昭和46年	3月	公認会計士登録
昭和51年	8月	監査法人丸の内会計事務所社員
昭和63年	7月	監査法人トーマツ代表社員
平成11年	7月	公認会計士福井清晃事務所開設
平成14年	6月	当社監査役(現任)

3. 浦部 康資

昭和56年	4月	弁護士登録 高橋正蔵法律事務所入所
平成6年	6月	当社監査役(現在)

以上

当社株式の状況（平成19年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 116,577,000 株
 2. 発行済株式総数 69,890,664 株
 3. 株主数 7,711 名
 4. 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,756 千株	8.67 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,320	5.00
東京海上日動火災保険株式会社	1,863	2.81
デクシア ビー・アイエル プール ジュリアス・アー マルチパートナー・マルチストック （常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行）	1,731	2.61
ルケンブルグ オフショア・キャピタル・インク アカウト （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室）	1,645	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,478	2.23
アイカ工業取引先持株会	1,398	2.11
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,387	2.09
ザ・チェスマン・ハットパ・ソクエリント・ソクエリント・ハットパ アカウト （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室）	1,359	2.05
住友生命保険相互会社（常任代理人日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	1,318	1.99

（注）出資比率は、自己株式 3,504 千株を控除して計算しております。

以上